

[事案 24-179] 契約無効請求

・平成 25 年 6 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に虚偽の説明を受けたとして、契約の取消しおよび払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 9 月に一時払保険料(1,000 万円)を支払い、変額個人年金保険に加入したが、これは、銀行員(募集人)から、下記のとおり誤った説明を受けて加入したものであるため、契約を無効として払込保険料を返還してほしい。もしくは、金融商品販売法にもとづき、発生した損害を賠償してほしい。

- (1)募集人から「10 年満期で元本保証でいつでも下ろせる保険がある」との説明を受けたが、実際には違っていた。
- (2)募集人は、手数料と運用リスクによって解約返戻金額が一時払保険料を下回ることの説明をしなかった。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)加入の際、募集人は、「運用期間満了時に積立金額が基本保険金額を下回った場合には確定年金の年金受取総額で基本保険金額の 100%が保証される」「一括で受取る場合には、その時点の積立金額または基本保険金額の 90%のいずれか高い金額を受け取れる」等の説明をしており、誤った説明は行っていない。
- (2)加入の際、募集人は、パンフレットを使用して、「一時払保険料から契約初期費用を控除する」「中途解約時に解約手数料はかからないが、解約返戻金額はその時点での運用金額となり、一時払保険料を下回るリスクがある」等の説明をしており、解約返戻金額が一時払保険料額を下回るリスクがあることを説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、主位的に、契約締結の際、募集人から「10 年満期で元本保証でいつでも下ろせる保険がある」との誤った説明を受け、申込みをしたので、本契約は錯誤(民法 95 条)によって無効であると主張して払込保険料の返還を求め、予備的に、募集人が手数料と運用リスクによって解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性があることの説明をしなかったとして、金融商品販売法第 3 条および同第 5 条にもとづき解約返戻金額と一時払保険料額との差額を損害としてその賠償を求めるものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立内容の法的整理

申立人が、主位的に、加入の際、募集人から「10 年満期で元本保証でいつでも下ろせる保険がある」との誤った説明を受け、申込みをしたので、本契約は錯誤(民法 95 条)によって無効であると主張して払込保険料の返還を求め、予備的に、募集人が手数料と運用リスクによって解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性があることの説明をしなかったと

して、金融商品販売法第3条および同第5条にもとづき解約返戻金額と一時払保険料額との差額を損害としてその賠償を求めるものと解し、判断する。

2. 下記の事実から、募集人が申立人に対し、「10年満期で元本保証でいつでも下ろせる保険がある」と説明し、申立人がそのように錯誤したと認めることは困難である。

(1) 募集人はパンフレットに従って本契約の説明をしていることが認められるが、パンフレットには「年金受取総額で基本保険金額の100%を最低保証する」「一括受取の場合には積立金額又は基本保険金額の90%のいずれか高い金額を受取ることができる」との記載があり、図の部分には申立人による書込みがある。

(2) 申立人が受領した旨の署名捺印をしている契約概要には、解約返戻金額が払込保険料を下回ることがある旨の記載がある。

(3) 事情聴取において、申立人から、薄々は年金受取総額で元本保証であると思っていたとの趣旨の供述があった。

3. 下記の事実から、募集人はパンフレットにもとづいて、手数料とリスクによって解約返戻金額が払込保険料を下回ること等の本契約のリスクの説明をしていることが認められ、保険会社ないし銀行（募集代理店）において金融商品販売法第3条および第5条に定める重要事項の説明義務の違反があるとは認められない。

(1) パンフレットには、積立金額から契約初期費用が控除されること、積立金額は運用期間中に上下すること、株式や債券等の特別勘定で運用されること、解約返戻金額に最低保証がないこと等の説明の記載があり、手書きで印を付けた跡もある。

(2) 事情聴取において、申立人から、パンフレットの説明で積立金額が上下することは理解できたとの趣旨の供述があった。